

日立都市計画道路の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により日立都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年7月31日

日立市長 小川 春樹

記

- 1 都市計画の種類
都市計画道路（3・4・52 吹上水木線）
都市計画道路（3・5・49 大沼水木線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 3・4・52 吹上水木線
変更する部分 日立市 水木町二丁目の一部
 - (2) 3・5・49 大沼水木線
変更する部分 日立市 水木町二丁目の一部
- 3 縦覧場所
日立市 都市建設部 都市政策課

以上

日立都市計画道路の変更（日立市決定）

都市計画道路中 3・4・52 号吹上水木線ほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・52	吹上水木線	日立市 久慈町 2丁目	日立市 水木町 2丁目	日立市 大みか町 2丁目	約 1,960 m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面 交差 6箇所	
	3・5・49	大沼水木線	日立市 大沼町 1丁目	日立市 水木町 2丁目	日立市 東大沼町 3丁目	約 1,240 m	地表式	2車線	12m	JR常磐線と立 体交差 幹線街路と平面 交差 1箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

幹線道路ネットワークの形成による慢性的な渋滞の緩和をはじめ、民間投資の拡大や雇用の増加、地域経済の好循環の醸成など、多くのストック効果の発現を促進するために茨城県が国道 245 号の都市計画の変更を行うことから、交差する都市計画道路の影響範囲において、本案のとおり変更する。

新 旧 対 照 表

3・4・52 吹上水木線

	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起 点	終 点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
新	幹線街路	3・4・52	吹上水木線	日立市久慈町2丁目	日立市水木町2丁目	日立市大みか町2丁目	約 1,960 m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差6箇所	
旧	幹線街路	3・4・52	吹上水木線	日立市久慈町2丁目	日立市水木町1丁目	日立市大みか町2丁目	約 1,960 m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差6箇所	

3・5・49 大沼水木線

	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起 点	終 点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
新	幹線街路	3・5・49	大沼水木線	日立市大沼町1丁目	日立市水木町2丁目	日立市東大沼町3丁目	約 1,240 m	地表式	2車線	12m	JR常磐線と立体交差幹線街路と平面交差1箇所	
旧	幹線街路	3・5・49	大沼水木線	日立市大沼町1丁目	日立市水木町2丁目	日立市東大沼町3丁目	約 1,250 m	地表式		12m	JR常磐線と立体交差	

日立都市計画道路の変更

高鈴県立自然公園

日立中央インターチェンジ
日立市役所

国道 6

国道 245

変更の概要【県決定】

①	3・3・8 河原子水木線 (終点の変更, 幅員の一部変更, 車線数の決定)	変更前	W=15m	L=約330m	—
		変更後	W=25m	L=約2,880m	4車線
②	3・3・86 田尻河原子線 (幅員の一部変更)	変更前	W=25m	L=約10,570m	4車線
		変更後	W=25m	L=約10,570m	4車線

変更の概要【市決定】

①	3・5・49 大沼水木線 (終点の変更, 車線数の決定)	変更前	W=12m	L=約1,250m	—
		変更後	W=12m	L=約1,240m	2車線
②	3・4・52 吹上水木線 (幅員の一部変更)	変更前	W=16m	L=約1,960m	2車線
		変更後	W=16m	L=約1,960m	2車線

凡例	
	既決定
	変更前(県決定)
	変更後(県決定)
	変更前(市決定)
	変更後(市決定)

② 3・3・86 田尻河原子線

① 3・3・8 河原子水木線

① 3・5・49 大沼水木線

② 3・4・52 吹上水木線

国道245号の機能強化を図り, 慢性的な渋滞の緩和をはじめ, 民間投資の拡大や雇用の増加, 地域経済の好循環の醸成など, 多くのストック効果の発現を促進するため, 都市計画道路の変更を行うものである。